

1、指定の原則…(県指定、市指定の両者とも)

事業所を新設 ⇨ 「指定基準」を満たす ⇨ 指定 ⇨ 6年ごとに更新が必要

	(初回指定日)	(第1回更新)
認知症サービス「デイセンター憩いの家」	H20.3.31	H26.3.31
認知症サービス「花はな」	H20.6.30	H26.6.30
グループホーム「フレンド生駒・葉の花Ⅰ・Ⅱ」	H21.2.13	H27.2.13
グループホーム「さくら」	H21.4.24	H27.4.24
小規模多機能型「あすなろホーム東生駒」	H22.1.31	H28.1.31
グループホーム「ロイヤルケア24」	H22.3.14	H28.3.14
小規模多機能型「フレンド倶楽部生駒」	H22.3.30	H28.3.30
小規模多機能型「ゆりの会「小明」	H23.6.30	H29.6.30
小規模多機能型「いこいの家26」	H24.3.28	H30.3.28

2、利用上の差異…(「地域密着型サービス」と「他の介護保険サービス」との違い)

「地域密着型サービス」…原則として、事業所のある市町村の住民しか利用できない。
(言い換えれば、他市町村の市民は利用できないので、市民に優先的に利用できる施設といえる。)

「他の介護保険サービス」…自由に他市町村の事業所(訪問介護事業所や特別養護老人ホームなど)を利用や入所できる。

3、指定権限の差異…(「地域密着型サービス」と「他の介護保険サービス」との違い)

「地域密着型サービス」…市町村が指定権限を有する。

「他の介護保険サービス」…都道府県が指定権限を有する。

4、運営上の差異…(「地域密着型サービス」と「他の介護保険サービス」との違い)

「地域密着型サービス」…「運営推進会議(※1)」や「介護・医療連携推進会議(※2)」の設置が必要(事業者が設置)。

「他の介護保険サービス」…上記の機関は不要。

(※1)「運営推進会議」…(構成)利用者、その家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センターの職員、事業に知見を有する者等。
(開催)概ね2箇月に1回以上。(対象サービス)定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護を除く地域密着型サービス。
(目的)会議への参加者に対し、提供サービスの内容等を明らかにし、事業所の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることが目的。

(※2)「介護・医療連携推進会議」…(構成)利用者、その家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は地域包括支援センターの職員、事業に知見を有する者等。
(開催)概ね3箇月に1回以上。(対象サービス)定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ。
(目的)会議への参加者に対し、提供サービスの内容等を明らかにすることで、サービスの質の確保を図ること、介護と医療の課題を情報共有し、介護と医療の連携を図ることが目的。

5、指定の条件を満たしているか、適正なサービス提供がされているか…(チェック体制)

指導監査の義務が、指定権限者にある。

実務上は、毎年全ての事業所に実地指導を行うことは困難なため、数年に一度のペースで奈良県、本市とも実地指導を行っている。

実地指導で重大な違法性が発覚した場合は、事実関係を確定の上、指定の取消を行うとともに、不正請求の介護報酬額に40/100を加算の上、返還命令を行うこととなる。

介護保険のサービス提供事業者と基準条例制定の法的分担

介護保険課

区分	介護保険のサービス提供事業者	指定権者
介護 (要介護認定者が利用)	指定居宅サービス事業者	
	訪問介護を行う事業者	奈良県
	訪問入浴介護 "	奈良県
	訪問看護 "	奈良県
	訪問リハビリテーション "	奈良県
	居宅療養管理指導 "	奈良県
	通所介護 "	奈良県
	通所リハビリテーション "	奈良県
	短期入所生活介護 "	奈良県
	短期入所療養介護 "	奈良県
	特定施設入居者生活介護 "	奈良県
	福祉用具貸与 "	奈良県
	特定福祉用具販売 "	奈良県
	指定地域密着型サービス事業者	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業者	生駒市
	夜間対応型訪問介護 "	生駒市
	認知症対応型通所介護 "	生駒市
	小規模多機能型居宅介護 "	生駒市
	認知症対応型共同生活介護 "	生駒市
	地域密着型特定施設入居者生活介護 "	生駒市
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 "	生駒市
	複合型サービス "	生駒市
	指定居宅介護支援事業者	
	指定居宅介護支援を行う事業者	奈良県
	介護保険施設	
	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	奈良県
	介護老人保健施設	奈良県
	介護療養型医療施設(療養病床等)	奈良県
介護予防 (要支援認定者が利用)	指定介護予防サービス事業者	
	訪問介護を行う事業者	奈良県
	訪問入浴介護 "	奈良県
	訪問看護 "	奈良県
	訪問リハビリテーション "	奈良県
	居宅療養管理指導 "	奈良県
	通所介護 "	奈良県
	通所リハビリテーション "	奈良県
	短期入所生活介護 "	奈良県
	短期入所療養介護 "	奈良県
	特定施設入居者生活介護 "	奈良県
	福祉用具貸与 "	奈良県
	特定福祉用具販売 "	奈良県
	指定地域密着型介護予防サービス事業者	
	認知症対応型通所介護 "	生駒市
	小規模多機能型居宅介護 "	生駒市
	認知症対応型共同生活介護 "	生駒市
	指定介護予防支援事業者	
	指定介護予防支援を行う事業者	生駒市

→ 県が
基準条例制定

→ 生駒市が
基準条例制定

→ 県が
基準条例制定

→ 生駒市が
基準条例制定

→ 厚生労働省令による基準
(H26年度中に生駒市が基準
条例制定予定)